

令和2年3月24日

業者の皆様へ

府中市建設部監理課

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続きの
簡素化・迅速化の促進について

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続きの簡素化・迅速化の促進について、別紙のとおり国土交通省から通知がありましたのでお知らせします。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための様々な取り組みによって工事従事者や業務従事者の確保などの面で工事又は業務の継続が困難な状況がありましたら、工事及び業務担当課にご相談ください。

事務連絡
令和2年3月11日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用
並びに手続の簡素化・迅速化の促進について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など建設業者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に伴う工期の見直しや、請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等に伴って、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、別添とおり、「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国土入企第53号）により、都道府県及び政令指定都市の主管部局長あてに通知を行っておりますので、参考まで送付いたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

国土入企第 5 3 号
令和 2 年 3 月 1 1 日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用
並びに手続の簡素化・迅速化の促進について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和 2 年 2 月 25 日付け国土入企第 52 号）等により、適切な対応をお願いしているところ です。

公共工事の代価の中間前金払については、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和 2 年 1 月 31 日付け総行行第 24 号・国土入企第 47 号）等において、その適切な実施などについて累次お願いしてきたところですが、公共工事の一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、中間前金払を導入している団体においては、地方自治法施行令等の規定により前金払を行うことができる工事について、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うなど、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めるようお願いいたします。

また、公共工事の請負契約については、公共工事標準請負契約約款第 37 条において、受注者は、工事完成前に出来形部分等に相応する請負代金相当額の一定の額について部分払を請求することができることとされていますので、受注者の意向を踏まえ、請求があった場合には、適切にご対応いただくようお願いいたします。

なお、国土交通省直轄工事において、今般「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和 2 年 3 月 11 日付け国地契第 57 号、国官技第 386 号、国営設第 178 号）を別添のとおり通知しておりますので、本通知を参考の上、手続の簡素化・迅速化を図ることにより、受注者において、これらの制度を迅速かつ円滑に利用できる環境の整備に努めていただけるよう、お願いいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく申し上げます。

請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊をいう。以下同じ。）第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

- (2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことと定めているところであるが、手続の一層の迅速化に努めること。

2. 既済部分検査等の簡素化

- (1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とする。
- (3) 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (4) 既済部分検査等においては、工事写真について、提出対象とするもの以外の写真は、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わないものとする。
- (5) 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- (6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- (7) 2. (3) から (6) の簡素化措置の適用を受注者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこと。

3. 関係者への周知

本通知の内容については、既に発注している工事の受注者等に、別紙1の通知文案並びに中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例に関する別紙2及び別紙3の通知等を参考として適切に周知されたい。

建設省会発第 1279 号
昭和 48 年 3 月 22 日

官 庁 営 繕 部 長
各 地 方 建 設 局 長 あて
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 次 長

会計課長

中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について

中間前金払をした工事が、請負金額の 3 分の 2 以上に相当する工事出来高がある場合において、国の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想されるものについては、昭和 47 年 7 月 25 日付け建設省会発第 633 号で通達された「公共工事の代価の中間前金払について」の記 1 の (2) の特例として、次の式により算定して得た額を既済部分払として行なうことができることとされたので、通知する。

なお、この既済部分払を行なうか否かについては、契約書第 46 条（編 注現行の工事請負契約書では第 55 条に当たる。）を適用し、請負者と協議の上決定するものとし、既済部分払を行なう場合にあつては、覚書又は協議書により行なうものであるので、念のため申し添える。

算定方式

$$\text{既済部分払金額} = \text{工事出来高金額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負額}} \right) - \text{中間前払金額}$$

おつて、この通知に基づく既済部分払を行なつたものについては、その工事件名、請負額、既済部分払金額及び繰越理由を記載した書面を本職あて送付せられたい。

各地方整備局等会計課長等 あて

大臣官房会計課企画専門官（法規担当）

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」の
新型コロナウイルス感染症に係る運用の明確化について

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等（以下「中間前金払等」という。）については、「公共工事の代価の中間前金払について」（昭和47年7月25日付け建設省会発第633号）、「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」（昭和47年7月25日付け建設省会発第634号）及び「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」（昭和48年3月22日付け建設省会発第1279号）に基づき実施されているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事の一時中止等を実施する受注者に対して中間前金払等を実施することが予想されることから、下記の事項に留意し、適正な運用を図られたい。

記

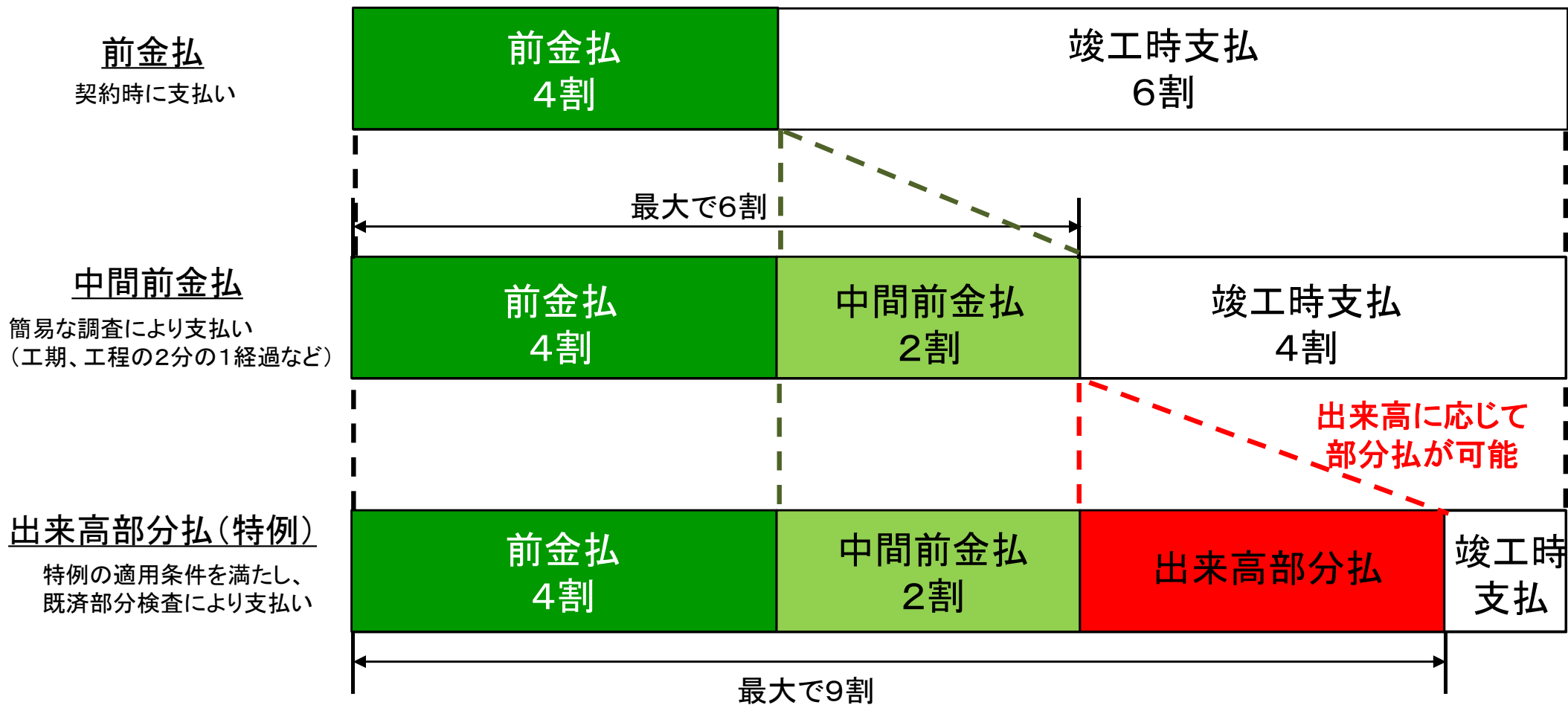
1. 「その他正当な事由」について

中間前金払等を行うことができる工事については、「国の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が年度内に完成することができず繰越が予想されるもの」としているところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った工事については、「その他正当な事由」があるものとして取り扱うこととして差し支えない。

2. 会計課長への書面の送付時期について

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」に基づく既済部分払を行ったものに係る書面については、おつて本職（会計課長）へ送付することとしているところであるが、この送付時期については、令和元年度終了後であっても差し支えない。

- 契約時に受注者が中間前金払か既済部分払を選択することとなり、中間前金払を選択した場合、原則として、既済部分払はできない。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った工事について、受注者からの申し出がある場合、出来高部分払を積極的に活用する。



「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」(S48.3.22、建設省会発第1279号)

- ・中間前金払をした工事が、請負金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合
- ・国の都合又は天候の不良等受注者の責に帰すことができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成できず繰越が予想されるもの